

八女市人権施策基本指針



忠見小学校 2年生 坂田 佳子さん



2023(令和5)年3月

福岡県八女市

八女市人権施策基本指針

2013(平成25)年2月 発行

2019(平成31)年3月 改定

2023(令和5)年3月 改定

編集・発行 八女市人権施策基本指針推進本部
(事務局:八女市役所人権・同和政策・男女共同参画推進課)

〒834-8585

福岡県八女市本町647番地

TEL0943-23-1111 (代表)

TEL0943-23-1490 (直通)

FAX0943-22-2186

「かけがえのない命が輝くまちづくり」をめざして

平成22年に新八女市としてスタートした本市は、「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女」と定め、市行政を遂行してまいりました。

合併後、平成24年の記録的豪雨による未曾有の災害により、物質的な被害や精神的な不安定を経験し、それまでの日常生活が奪われ、日頃は意識することの少ない人権が身近な問題となりました。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活の面での制限や精神的な緊張など新しい生活様式への対応も、私たちの暮らし方に大きな影響を及ぼしています。一方で、様々な支援や人と人が支え合うことで、「絆」を感じ取ることができました。お互いを尊重することの大切さ、いつもは意識していない人権の重要性について、改めて考えることとなりました。

本市では、平成22年の合併後、人権問題に関する市民意識調査を実施し、その結果を踏まえ、平成25年2月に市政の諸施策をとおして「人権尊重のまちづくり」を総合行政として取り組むべく、「八女市人権施策基本指針」を策定しております。また、令和元年6月に「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を施行し、これまで、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、あらゆる人権問題を解決し、市民の基本的な人権が守られる社会をめざして、家庭、学校、地域社会及び企業における人権教育・啓発に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として、社会的弱者に対するさまざまな人権侵害が存在しています。

また、国際的には、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や人種差別による弾圧など、多くの尊い生命が奪われ、危機的状況にさらされている人がいます。

このような社会情勢の変化やこれまでの取り組みを検証し、今後の取り組みに向け、姿勢をより明確にした上で、人権行政を総合的に推進するため、八女市人権施策基本指針を改訂しました。

市民の人権を守る責務を負う市職員の意識高揚を図りつつ、市民の皆様との協働により、一人一人の人権が尊重され、安心して、誇りを持って豊かな生活ができる社会の実現をめざし、総合行政としての人権施策を引き続き推進してまいります。

令和5年3月

八女市長 三田村 統之

目次

第1章	人権施策基本指針策定の背景と趣旨	1
1	人権施策基本指針策定の背景	1
	(1) 国外の動向	1
	(2) 国内の動向	1
	(3) 八女市における取組	2
2	人権施策基本指針策定の趣旨	3
	(1) 総合行政としての人権施策の必要性	3
	(2) 市民意識調査、市民アンケート調査の結果から	4
	(3) 指針の位置付け	5
第2章	人権施策の基本理念	5
1	基本理念	5
2	具現化のための6つの視点	6
第3章	総合行政としての人権施策の推進	6
1	人権施策実施計画の策定	6
2	個別計画の見直し	6
3	庁内推進体制	6
4	市職員の意識高揚	7
5	人権侵害に対する相談体制	7
6	人権教育・啓発の拠点整備	7
第4章	人権教育・人権啓発の推進	7
1	人権教育・人権啓発	7
2	人権教育・人権啓発の必要性和留意点	8
3	人権教育・人権啓発の基本的視点	8
4	人権教育・人権啓発の展開	8
	(1) 生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進	8
	(2) 市民との協働による人権教育・人権啓発の推進	9
	(3) 企業・事業者における人権教育・人権啓発の取組	9
	(4) 指導者の育成	10
第5章	人権課題への取組	10
1	同和問題(部落差別)	11
2	女性の人権問題	12
3	子どもの人権問題	13
4	高齢者の人権問題	15
5	障がいのある人の人権問題	16
6	外国人の人権問題	18
7	感染症等に関する人権問題	19
8	インターネットによる人権問題	20
9	性の多様性に関わる人権問題	21

10	災害時における人権問題	23
11	さまざまな人権問題	23
	(1) アイヌの人々の人権問題	23
	(2) 犯罪被害者等の人権問題	24
	(3) 北朝鮮当局による拉致問題	24
	(4) その他の人権問題	25

資料

○世界人権宣言	26
○日本国憲法（抄）	30
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	33
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	35
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの 推進に関する法律	41
○部落差別の解消の推進に関する法律	43
○アイヌの人々の誇りが尊重される社会が実現するための施策の推進 に関する法律	44
○拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害への対処に関する法律	56
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	58
○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の 開示に関する法律	66
○高齢社会対策基本法	77
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	82
○福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要項	89
○部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例	92
○人権都市宣言決議	93
○八女市人権施策基本指針推進本部設置要綱	94

第1章 人権施策基本指針策定の背景と趣旨

1 人権施策基本指針策定の背景

(1) 国外の動向

国際連合（以下、国連という）は、1948（昭和23）年に「世界人権宣言」を採択しました。この第1条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と定められています。この宣言は、二度にわたる世界大戦を体験し、人が人として幸せに生きていくごく当たり前の人権が根こそぎ奪い去られるという、人間として最も愚かな行為の猛省の中から生まれてきたものです。

その後、世界人権宣言の内容を具体化した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約」など多くの国際条約をつくりました。さらに、世界平和や人権の尊厳・擁護の実現にむけて、1994（平成6）年に「人権教育のための国連10年」（1995年～2004年）とする決議を行い、具体的なプログラムとして「人権教育のための国連10年行動計画」を採択し、すべての人々が人権を踏まえた行動をごく自然にできる社会、お互いの違いを認め合い共に生きることのできる社会の実現をめざして取組を進めてきました。

さらに、これに続く取組として、2004（平成16）年には、「人権教育のための世界プログラム」が採択され、2005年から5年ごとにフェーズ（段階）を区切り、重点領域を踏まえて人権教育の取組が進められています。

また、2015（平成27）年には、国連において「我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その前文には、「誰一人取り残さない」「すべての人権を実現する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎に据えられています。加えて、2030アジェンダの主要な部分となるSDGs（持続可能な開発目標）の17の目標と169のターゲットも、人権尊重を基礎として社会が解決すべき課題が示され、取組が進められています。

人権教育のための世界プログラムは、現在第4フェーズ（段階）にあり、SDGs目標4のターゲット7：「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と連携させることが盛り込まれています。

(2) 国内の動向

わが国は、1947（昭和22）年に「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法を制定し、以後、1956（昭和31）年には、国連加盟が承認され、国際社会の一員として人権に関するさまざまな条約を批准してきました。それに伴い国内法が整備され、国際社会と協調しつつ、人権にかかわる取組を推進しています。特に、わが国固有の人権問題であ

る同和問題の解決のため、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申を受け、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、特別対策を実施してきましたが、これは日本における人権施策の大きな潮流となりました。

その後、2000（平成12）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

この第1条では「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする」と定めています。

これにより、さまざまな場面において人権課題解決に向けた取組が進められてきましたが、偏見や差別事象は依然として後を絶ちません。また、社会情勢の変化により新たな人権問題が顕在化しています。

そのため国は、2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」さらに2019（平成31）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」を施行しました。個別の人権問題における法整備を進め、その解消を図るためです。

福岡県においては、国の法整備を受け、2017（平成29）年10月に「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」、さらには、2019（平成31）年、「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正した「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

また、人権教育・啓発に関しては、1998（平成10）年には「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を、2003（平成15）年には「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、2018（平成30）年に基本指針の見直しを行いました。この基本指針に基づき、人権教育・啓発に関して全庁的な連携を図り、総合的・計画的に推進していくために年度ごとの「実施計画」を策定し、取組を進めています。

（3）八女市における取組

八女市は、2006（平成18）年10月1日に上陽町と、さらに、2010（平成22）年2月1日には、黒木町、立花町、矢部村、星野村と合併しました。合併前の各市町村では、「人権擁護宣言」などの議会決議や「人権擁護に関する条例」などの施行により、街頭啓発や講演会などを実施し、人権意識の高揚を図ってきました。

2010（平成22）年には、合併後初めてとなる人権問題に関する市民意識調査を実施し、その結果を踏まえ2013（平成25）年2月に人権施策の方向を示した「八女市人権施策基本指針」を策定しました。人権尊重のまちづくりをめざして“かけがえのない命が輝くまちづくり”をテーマに掲げ、総合行

政で諸施策に取り組んできました。

具体的には、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の第1条にあるように、部落差別をはじめ、障がいのある人への差別、女性差別、いじめ等のあらゆる差別をなくすため、また、市民一人ひとりの参加による八女市を実現するべく、地域の課題を取り入れながら、多彩な内容で取組を進めてきました。

さらに八女市人権・同和教育研究協議会において、行政・学校・保育所・保育園・幼稚園及び地域などと連携した取組を展開してきました。

その後は、2015（平成27）年に実施した意識調査の結果や、2016（平成28）年に施行された「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」等の法整備、また、人権を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、2019（平成31）年に「八女市人権施策基本指針」を改訂しました。

2019（令和元）年6月に日本国憲法及び部落差別解消推進法の理念並びに世界人権宣言の基本理念にのっとり「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を施行しました。この条例では今までの施策に加え相談体制の充実が謳われており、重要な取組として求められています。

2 人権施策基本指針策定の趣旨

(1) 総合行政としての人権施策の必要性

市の行政は、次のように多岐にわたっています。

- 福祉、医療、防災などの市民の生命を守ること。
- 子育てや教育、環境、交通などの市民の暮らしを支えること。
- 地域の活性化や文化の振興などの市民生活に潤いを与えること。
- 経済や農林業、観光などの市の産業を支えること。
- 都市計画や住宅政策、道路や上下水道などの社会基盤を支えること。
- これらの業務を支える総務や財務などの市政全般を円滑に進めること。

これらすべてに共通する行政の使命は、市民の生命と安全を守るとともに、市民生活の向上を図り、幸せで住みよい八女市を実現することです。この使命は、市民の人権、すなわち「かけがえのない命」であり、「自分らしく生きる権利」を守ることそのものです。市政において人権に無縁の業務はひとつもないといえます。

これまで八女市においては、人権課題の解決のため、様々な人権施策を実施してきました。しかし、今日に至っても、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人の人権問題など多くの課題が残されています。

社会情勢や人権を取り巻く状況は大きく変化しており、これまで以上に八女市が果たす役割や責任が重要となり、多様な人権施策が必要となっています。

今後も、「総合行政としての人権行政」を推進するため、市職員がその責務者としての自覚をさらに高め、人権の視点に立ち施策を推進することが重要です。そして、これまでの個々の取組の成果をあらゆる人権課題の解決に繋げ、市民が共に生き、共に支え合う「人権尊重のまちづくり」をめざした人権施策の構築に取り組んでいかなければいけません。

すなわち、行政全部局が連携し、市民との協働を図りながら施策を展開して

いく必要があります。

現在、八女市では、第5次八女市総合計画がスタートし、八女市の将来都市像の実現に向け、諸施策を展開しています。そのなかで、「人権を尊重した共生のまちづくり」を基本政策の一つに位置づけ、一人ひとりの人権が尊重される八女市を実現するために総合行政として取組を展開しています。

これらを受け、また令和2年度に実施した人権問題に関する市民意識調査結果を踏まえ、これからの人権行政をさらに推進すべく、八女市人権施策基本指針の見直しを行うものです。

(2) 市民意識調査、市民アンケート調査の結果から

① 人権問題に関する市民意識調査結果[2020(令和2)年]から

八女市においては、行政施策に反映すべく、広く市民(無作為抽出:3,000人)を対象とした「八女市人権問題に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)」を実施しました。その結果からは、次のことが見て取れます。

ア 「今の日本は人権が尊重されている社会と思いますか」との問いに80.8%の市民が尊重されている(どちらかといえば尊重されているを含む。)17.3%の市民が尊重されていない(どちらかといえば尊重されていないを含む。)と回答しています。このことは、身近に人権問題を抱えた人たちの存在が推測されます。

イ 人権課題として、インターネット(59.7%)、障がい者(45.7%)、女性(41.0%)など、身近な問題に高い関心を示しています。これまで主要施策として取り組んできた同和問題への関心は27.3%となっています。これからは、身近な個別の人権問題を入り口にして、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を自らの課題として捉えるための教育・啓発の在り方や内容を検討する必要があります。

ウ 同和問題については、誤った認識や偏見、解決の方法についての否定的な意見が見られ、正しい理解を促す教育・啓発が求められています。

エ さまざまな人権課題の解決のための方策として、地域の中で自己存在感(誇り・自信)を持って暮らす環境づくりや相互交流(連携・協働)が求められています。

② 行政評価に伴う市民アンケート調査結果[2020(令和2)年]から

この調査は、市が取り組んでいる施策の内、33の項目について、「納得度」と「重要度」を市民(無作為抽出:2,500名)に尋ねたもので、市民の行政に対する期待や市民意識の傾向を表しています。

すなわち、人権施策の視点を探る指標となるものです。この中で市民は、次のような安心して心豊かに暮らせるまちづくりを特に指向していると言えます。

ア 健康づくり・医療体制の充実

イ 子育て支援の充実、障がいのある人・高齢者の福祉の充実

ウ 河川・森林等の整備、防災・消防体制の充実

エ 自然環境保全・地球温暖化防止・ごみ、し尿処理・公害防止対策

オ 学校教育の充実

カ 防犯対策、交通安全対策、消費生活対策

一方、人権・同和教育の推進及び人権尊重・男女共同参画社会の実現に関しては、納得度・重要度共に高い評価となっていません。しかしながら、人権は市民が安心して自分らしく暮らせるまちづくりの基盤です。今後は、市民意識調査の結果を踏まえて、取組を進めていく必要があります。

(3) 指針の位置付け

本指針は、日本国憲法や地方自治法に定められた基本的人権の尊重や市民の権利を確立させるため、また、2000（平成12）年12月に公布施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」における地方公共団体の責務（第5条）を受けて作成するものであり、「第5次八女市総合計画」の基本施策の一つである「人権を尊重した共生のまちづくり」を推進するための、基本理念や総合行政としての人権施策の基本的な方向性を示すものです。

第2章 人権施策の基本理念

八女市は、人としての尊厳が守られ、すべての市民が自分らしく暮らせるまちづくりをめざします。このことは、地方自治体の基本的命題であり、人権の尊重こそが、まちづくりの基盤と考えます。

すなわち、市民一人ひとりが、人権について正しい理解を深めるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同じように他人の人権をも相互に尊重し、その共生を図っていくことが重要であると考えます。

世界人権宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」（第1条）とあります。







八女市では人権とは「差別や偏見」の問題だけでなく、「尊厳をもって自分らしく生きる権利であり、いつでもどこでも、そしてすべての人に等しく保障されている基本的な権利」と規定します。

そのため市政のすべての部署のあらゆる業務を人権の視点で推進するため、次のことを基本理念とします。

1 基本理念

『一人ひとりが人としての尊厳が認められ、
だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり』
『だれもが個性や能力を活かして、
自分らしく生き生きと暮らせるまちづくり』
『互いの違いを認め合い、多様な文化や価値観を尊重し、
共に暮らせるまちづくり』

2 具現化のための6つの視点

	情報公開・広報 (伝える)	正確で適切な情報をわかりやすく伝えると共に、情報が得にくい市民にも届くように工夫します。
	広聴 (聴く・知る)	市民のニーズを把握し、市行政へ活かすために市民の意見を聴く機会や場を設けます。
	環境整備 (整える)	施設の利用や行事等へ参加・参画しやすい環境づくりをハード面・ソフト面から進めます。
	行政サービス (支える)	行政サービスが利用しやすいように、各分野と連携を図り、市民の利便性の向上に努めます。
	協働 (つながる)	人権が尊重されるまちづくりをめざし、市民と行政がつながり協働して事業の推進を図ります。
	責任 (務める)	特定職業従事者として市民の人権を実現する責務者であることを認識し、人権行政を遂行します。

第3章 総合行政としての人権施策の推進

1 人権施策実施計画の策定

八女市では、この指針を受けて、人権施策実施計画を毎年度策定し、あらゆる人権課題の解決に向けた取組を横断的、積極的、計画的に推進していきます。

また、人権の問題は社会性の要素が強い側面を持っているため、固定観念にとらわれることなく、常にその時の社会事象を踏まえながら、「八女市人権施策基本指針推進本部」において、適切な進行管理を行います。

2 個別計画の見直し

現在、策定しているすべての個別計画について、その見直しを行う際には、本指針の理念が適切に反映されるように努めます。

また、新たに個別計画を策定するときも、総合行政としての人権施策の重要性を踏まえた取組を進めます。

3 庁内推進体制

人権施策を全庁で計画的に推進するために、庁内に部課長以上の職にある者で組織する八女市人権施策基本指針推進本部を設置します。また、本部内には、啓発推進部会及び啓発推進員を置き、人権課題の解決に向けた諸施策の全庁的推進を図るとともに、市職員が人権尊重の視点で施策を計画・実行するよう職場のリーダーとして推進に努めます。

4 市職員の意識高揚

人権尊重の視点に立った行政を推進するために、市職員は豊かな人権感覚を養い、すべての施策において企画の段階から実施にいたるまで、市民の人権を守る責務者の視点に立ち、自らが「人権尊重のまちづくり」を実現するという自覚と使命感を持つ意識づけが求められます。

そのため、人権研修は効果的で実行性のあるものでなければなりません。人権に関する研修に関して体系的・横断的に見直し、加えて、各部署で業務に即した研修を取り入れるなど工夫して、職員の人権感覚と人権意識の向上を図ります。

5 人権侵害に対する相談体制

八女市においては、人権問題の解決に向けて人権侵害に関する相談は関係機関と連携を図りながら取り組んできました。しかしながら、人権侵害を受けた際には家族や知人に相談する、もしくは我慢又は自分自身で解決するなど、公的機関に相談することが少ない傾向にあることが市民意識調査の結果から伺えます。このため、相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。

6 人権教育・人権啓発の拠点整備

人権教育・人権啓発は、学校教育のみならず生涯を通じて社会教育や社会教育施設、企業や家庭などあらゆる場面で推進する必要があります。そのため、計画の段階から関係する部署で取り組むだけでなく、全庁での横断的な調整が大切です。また、発達段階に応じた多様な教育の機会の提供や啓発も必要になります。人権教育・啓発の拠点を整備し、人権に関する業務を一括集約し、系統的で効果的な教育・啓発を計画的に継続して行うよう努めます。

第4章 人権教育・人権啓発の推進

1 人権教育・人権啓発

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第2条において、「人権教育とは人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。」と規定されています。これを踏まえて、人権教育は、日本国憲法や教育基本法などの国内法、国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に従い、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育や社会教育を通じて人権尊重の意識を高める教育活動であるといえます。一方、人権啓発は、広く市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等（人権教育を除いたもの）であり、人権や人権尊重に関する正しい認識とその認識が態度面・行動面に根付くようにすることを目的としています。

2 人権教育・人権啓発の必要性と留意点

これまで人権問題解決のために、さまざまな人権施策を取り組んできました。しかしながら、今日に至っても、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性の多様性に関する人権問題など解決すべき教育・啓発の課題があります。人権侵害や差別をなくすためには、一人ひとりが様々な人権問題を自分事として捉え、問題解決のために行動することが大切です。そのため、これまで積み上げられてきた取組を踏まえ「人権尊重のまちづくり」をめざし、人権侵害や差別意識を解消する取組をさらに推し進めていきます。

また、推進する際には、情報化の進展等社会情勢や価値観の変化に伴い、新たな人権問題が生じることもあるため、これに対応した的確な取組を進めます。

3 人権教育・人権啓発の基本的視点

- 市民一人ひとりが自分自身の課題として捉えることができる人権教育・人権啓発の推進
- 個別の人権課題をしっかりと見据えた上で、その根底にある共通の構造を見極めた、総合的な人権教育・人権啓発のあり方の創造
- 生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進
- 市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進

4 人権教育・人権啓発の展開

(1) 生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進

「人権尊重のまちづくり」を実現していくためには、市民一人ひとりが人権問題を自分事として捉え、人権尊重の理念に対する理解を深め、日常生活のあらゆる場面において、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を育成していく必要があります。そのため、学校教育や社会教育などを通じ、それぞれの発達段階に応じた多様な機会の提供や効果的な手法を用いた人権教育・啓発を進めます。

① 乳幼児期における人権教育・人権啓発の取組

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期であり、この時期に基本的人権尊重の精神の芽生えを育むことが重要です。子どもが健全で、豊かな人間性を育てていくためには、保護者が、日々における子育てで、健全な生活習慣や教育を実践できることや、地域ぐるみで子育てを支援していくことが大切です。

乳幼児期における人権教育の推進にあたっては、人権を大切にする心を育てる教育・保育の一層の充実を図り、地域の実態に即した教育や保育が行われるよう取組を進めていきます。

② 学校における人権教育・人権啓発の取組

人権教育の推進にあたっては、文部科学省の「人権教育の指導方法の在り方について[第三次とりまとめ]2008(平成20)年」および、2021(令

和3年) 3月に示された第三次とりまとめ以降の補足資料を基本に置きながら、児童生徒の発達段階に即し、人権尊重の精神の育成と、学力と進路保障の実現をめざし、学校教育活動全体を通して、組織的・計画的に進めていきます。

また、児童生徒が自らの存在の大切さを認められていることが実感できるような環境づくりを進めるとともに、人権教育を推進する教職員自身の人権尊重理念の理解と実践が大切であるため、人権教育に係る指導力等の向上を図るための研修に努めます。

さらに、学校における人権教育の取組は、児童生徒の学びを支える家庭や地域、関係機関をはじめ多くの市民との連携した取り組みにより、一層の効果が発揮できます。人権教育の推進にあたっては、地域の実情を踏まえて、家庭や地域等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通して取り組みます。

③ 社会教育における人権教育・人権啓発の取組

広く市民の間に多文化、多様性を認め合う共生の意識を醸成するために、子どもから高齢者までを対象に、多様な学習機会を提供し、一人ひとりがお互いの人権を尊重するまちづくりの実現をめざします。

そのため、学校教育や関係機関等と連携・協力を図りながら、人権教育・啓発の取組を推進します。

社会教育施設である公民館は、利用目的や世代などの違う市民に対し、学習や交流の場を提供しています。その際、利用者相互の人権が尊重された中での活動が保障されるように、利用者に対する人権教育や啓発の充実を図ります。

また、社会教育主事等、社会教育において助言・指導に当たる役割を担う関係者が、啓発者としての役割を果たせるよう、関係部署との連携を強化します。

(2) 市民との協働による人権教育・人権啓発の推進

生活に根差した身近な問題からさまざまな人権問題へつないでいく、人権教育・啓発をめざし、多様な学習機会や市民相互の交流の場などの充実を図ります。

「人権尊重のまちづくり」は行政だけで可能となるものではなく、市民の参画と協力が不可欠です。これらの取組を、市民との協働で推進します。

また、市民生活と関わりの深い公務員、教職員、福祉関係者、医療関係者などは、特に人権尊重の視点で市民に対応することが重要であるため、人権尊重の理念と実践につながるよう研修の実施や情報の提供に努めます。

(3) 企業・事業者における人権教育・人権啓発の取組

企業は、その果たすべき社会的責任と役割を自覚し、経営者と従業員の人権意識の高揚を図っていくための継続的・計画的な研修が求められています。関係機関と連携し、企業内人権啓発推進者の育成、研修時における講師の派遣、情報や教材の提供などの取組を進めます。

(4) 指導者の育成

これまで人権問題の解決は、行政の主要施策の一つと位置づけて、多くの講演会や研修会・セミナー等を開催し、市民に参加を呼びかけてきました。

その結果、人権意識の広がりや深まりが図られてきたことは、市民意識調査からも見るすることができます。

今後、人権問題が特別なものではなく、日々の生活に欠かせないものとして、地域に根付いていくためには、研修会等の講師や啓発のリーダーが地域の中から育ってくるのが求められています。

人権教育・啓発活動に取り組む指導者の育成や団体等の支援に努めます。

第5章 人権課題への取組

地域の中には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などのさまざまな人権問題が存在しています。

これらの人権問題は、本人や関係者にとっては、生活や生き方へ大きな影響を与える大変重要な問題です。(個別的課題)

その一方では、「人としての尊厳」でとらえてみると、それぞれの人権問題の根底には共通の構造があるといわれています。(普遍的課題)

個別的課題での視点を縦糸とし、普遍的課題での視点を横糸として織りなすことで、人権という価値観や考え方が、誰にとっても当たり前のもので根付いた人権文化の豊かな八女市をめざします。

また、近年では、新たに新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症に関する人権問題、インターネットによる人権問題、性的マイノリティの人たちの人権問題などが存在し、さまざまな人権問題が複雑に絡み合った交差性・複合差別の問題などの解決に向けて日頃から人権問題への不断の取組が求められています。

人権教育・啓発は、それぞれの人権問題を個別に理解・認識し、それぞれの課題をしっかりと踏まえた上で、あらゆる人権問題に共通する「かけがえのない命」と「人間の尊厳」を守る視点で、取り組んでいきます。

この指針では、次の人権問題を取りあげます。

- 1 同和問題（部落差別）
- 2 女性の人権問題
- 3 子どもの人権問題
- 4 高齢者の人権問題
- 5 障がいのある人の人権問題
- 6 外国人の人権問題
- 7 感染症等に関する人権問題
- 8 インターネットによる人権問題
- 9 性の多様性に関わる人権問題
- 10 災害時における人権問題
- 11 さまざまな人権問題
 - (1) アイヌの人々の人権問題
 - (2) 犯罪被害者等の人権問題

- (3) 北朝鮮当局による拉致問題
- (4) その他の人権問題

1 同和問題（部落差別）

同和問題は、同和地区と呼ばれる地域の出身者であるということなどを理由に、結婚や就職など日常生活において今も続いている差別問題であり、我が国固有の人権問題です。

国は、同和問題の解決に向けて、同和对策事業特別措置法〔1969（昭和44）年〕の施行以降、様々な施策を実施してきました。これにより、地域の劣悪な環境などは大きく改善されました。八女市においても、道路・住宅・排水路などの環境改善や教育施策などの取組を実施してきました。しかしながら、差別事象は後を絶たず、情報化社会においては、とりわけインターネットによる差別事象が顕在化しており深刻な状況となっています。

こうした中、2016（平成28）年に「部落差別解消推進法」が施行されました。同和問題の根底にある部落差別という用語を冠した初めての法律です。この法律では、「現在もなお部落差別が存在する」とし、「部落差別は許されないものであるとの認識に立つことが重要な課題である」として「部落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記しています。

国や県の法律の整備を受け、八女市では令和元年6月に「部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を施行しました。

人を生まれた地域や住んでいる地域等で判断し差別することは許されることではありません。引続き、様々な機関と連携し取り組んでいく必要があります。

市民意識の現状については、2020（令和2）年度に実施した「市民意識調査」からも見るができます。

- 「同和地区住民の人権に関することで、特に問題であると思うもの」の問いに、
 - ・結婚に際して出身が問題にされる（53.6%）
 - ・就職に際してや仕事をする上で不利な扱いを受ける（41.1%）
 - ・地域社会の中で不公平な取り扱いを受ける（37.4%）
 - ・不動産取引において避ける（32.8%）
 - ・誹謗中傷発言や落書きをされるなど（31.2%）
 - ・インターネット上の差別的な記載など（24.3%）結婚や就職、日常の付き合いの面での偏見・忌避意識などに、依然として差別があると考えていることがわかります。
- 「結婚問題」に対する問いには
結婚問題に関して・何も気にしない（63.5%）・心情的に反対である（11.5%）・やめてほしい（3.3%）・よくわからない（19.1%）となっています。「何も気にしない」が6割を超えているのは、八女市のこれまでの取組の成果であるとともに結婚観が変化し、結婚は当事者が決めるという考えの広がりによると思われる。しかし、「反対である」「やめてほしい」が14.8%に達することや「よくわからない」が19.1%存在することは、今後の教育や啓発を考える上で見逃してはならない課題です。
- 「同和問題を解決するための施策や取組」については
 - ・同和問題に関する教育で正しい知識を教える。（49.3%）
 - ・わざわざ取り上げないでそっとしておく方がよい。（28.7%）学校などで正しく教えるという肯定的意見が約5割、そっとしておくという

否定的意見（いわゆる「寝た子を起こすな」論）の人が約3割存在しています。「寝た子を起こすな」論の誤りについては、これまでも指摘されてきたところであり、今日においても同和問題の重要な課題といえます。

これからの施策として、

- 同和問題に関して、正しい認識の広がりや深まりをめざし、これまでの取組を検証し、引き続き教育・啓発に努めます。
- 人権侵害に関する相談に的確に応じるため相談体制の充実に努めます。
- 教育・啓発を推進する立場にある関係職員研修の充実に努めます。
- 教育・啓発に取り組む関係団体との連携及び支援に取り組みます。

2 女性の人権問題

国連は、女性の地位向上をめざして1946（昭和21）年に「婦人の地位委員会」を設置しました。その後、1975（昭和50）年を「国際婦人年」とし、性別に基づく差別禁止に取組を進め、1979（昭和54）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」を採択しました。

わが国は、この条約を1985（昭和60）年に批准、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、互いに個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が重要課題と位置づけました。2015（平成27）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を成立させ、女性の活躍推進を図ってきました。

しかしながら、家庭や地域においては、「男は仕事、女は家事・育児等」というような固定的な性別役割分担意識が依然として存在し、それ以外にも、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在があり、女性の社会参画が進まない要因であると言えます。また、ジェンダー平等の観点から、夫婦の氏のあり方についても、様々な意見が論じられています。婚姻制度や家族の在り方に関わる重要な問題であり、国民の十分な理解が必要であるため、国の動向を注視していきます。

また、男女間の暴力に関しては、2013（平成25）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」も改正されましたが、性的嫌がらせ、セクシャルハラスメントや配偶者及びパートナーからの暴力、ストーカー被害、さらに妊娠や出産等に関するハラスメントなど女性に対する人権侵害が顕在化しています。また、大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大などの非常時に生じる人々への影響は男女によって異なり、女性や脆弱な状況にある人々が深刻な影響を受けることが明らかになりました。非常時に家庭責任が女性に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する課題が顕在化しました。日頃からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を入れることが肝要です。就業の場などでの差別的処遇の問題を含めた社会のあらゆる分野において、対等な構成員として喜びも責任も分かち合い、性別に関係なく個性と能力を十分発揮し、誰もが生き生きと輝く男女共同参画社会の実現が求められています。

八女市では、2004（平成16）年に「八女市男女共同参画のまちづくり条例」を施行し、総合的、計画的に施策を展開してきました。本条例では、1. 人権の尊重、2. 慣行等にとらわれない自由な活動の選択、3. 政策・方針の決定過程への参画、4. 家庭生活と社会活動の両立、5. 教育の場における男女共同参画の推進、6. 国際社会との協調を基本理念として男女共同参画社会づくりに向けた考え方を定めています。

市民意識調査を見ると

- 「女性の人権に関することで、特に問題であると思うもの」として
 - ・「男は仕事で女は家事や育児」といった男女の役割分担意識（46.5%）
 - ・女性の社会進出を支援する制度が未整備なこと（36.4%）
 - ・私的関係における男性の暴力的対応やストーカー行為（32.6%）
 - ・職場や学校における差別待遇（27.3%）
 - ・職場や学校における性的いやがらせ（25.8%）

男女の性別役割分担意識や男性優位の考えが問題だと考える人が多いようです。女性であることで不利益を被らないよう、誰もが自分らしく生きられるようにということを私たちは認識する必要があります。

これからの施策として

- 「第5次八女市男女共同参画行動計画」に基づき「個性が輝く、男女が共に参画するまちづくり」を推進します。
- 女性に対する暴力の根絶のため「八女市DV対策基本計画」に基づき取組を進めます。
- 男女が共に参画する労働環境づくりのため「八女市女性活躍推進計画」に基づき取組を進めます。
- 家庭、就労、教育の場において、男女共同参画の理念が根付くよう教育・啓発に努めます。
- 男女が共に参画する地域づくりのために、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 男女共同参画の取組を支援するため、市民と行政が協働する推進体制の整備及び庁内の支援体制の充実に努めます。

3 子どもの人権問題

子どもの権利については、1989（平成元）年国連で採択された「子どもの権利条約」の中で、児童の最善の利益の考慮等、18歳未満のすべての子どもの権利保障の基準が示されています。

日本は、1994（平成6）年に批准し、条約に規定されている子どもの権利を実現するために、法律の整備を進めてきました。2016（平成28）年、児童福祉法が改正され、すべての子どもが権利の主体であること、その意見が尊重されること、最善の利益が優先されることが明確に示されました。

しかし、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、情報化社会の進展等により、家庭や社会での子育て環境が変化しています。最近では、いじめや不登校、児童虐待、育児放棄、児童の性的搾取、ヤングケアラーなどが深刻な問題となってい

ます。

特に、「子どもの貧困」問題は大きな社会問題です。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第1条では、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」に支援の施策が求められています。

2022（令和4）年6月には、子どもの権利を包括的に守るため、「こども基本法」が制定され、基本理念（第3条）として

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉にかかる権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

が明示されています。

子どもに関する人権侵害は、家庭内の問題として捉えられ、外部からは発見しにくい事案もあるため、積極的な実態把握と家庭への支援が必要です。

今後も、あらゆる場面で、子どもの権利実現に向けた施策を進める必要があります。

このような中、八女市では、学校教育はもとより、八女市人権・同和教育研究協議会での学校教育部会と乳幼児教育部会との連携、子ども会活動の育成、青少年の非行防止のための施策に加え、児童虐待防止の機能強化のための子ども家庭総合支援拠点を発足させ、八女市要保護児童対策協議会を中心とした子育て世代包括支援センターとの連携を充実し、（3本柱、要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の充実・連携）保育所や学童保育所の整備など、子どもの健全育成と子育て支援などの諸事業を進めてきました。

市民意識調査を見ると

- 「さまざまな人権問題の中で、あなたが関心を寄せるもの」として
 - ・子どもに関する問題は第4位（37.2%）と高い関心を示しています
- 「子どもの人権に関することで、特に問題であると思うもの」として
 - ・保護者による育児放棄や虐待（79.0%）
 - ・いじめ問題（75.1%）
 - ・児童買春や児童ポルノなどの犯罪行為（46.2%）

・子どもにとって有害な暴力的表現や性的情報が多いこと（37.0%）

保護者による育児放棄や虐待といじめ問題に高い関心が寄せられています。これは「子どもの人権」に大人が気づき始めたからでしょう。これまでの多世代同居から核家族化し、共働きやひとり親家庭も増えるなど家族のあり方も変化し、子どもを取りまく環境も変わってきました。子どもたちが健やかに成長できるように、家庭や学校、行政、そして地域ぐるみで見守っていくことが必要です。

これからの施策として

- 「八女市子ども・子育て支援事業計画（八女市次世代育成支援対策行動計画）」に基づき、“心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまちづくり”をめざします。
- 行政と関係機関、民生委員・児童委員などとのかかわりを密にし、児童虐待の未然防止と切れ目のない総合支援に努めるとともに、「八女市子どもの貧困対策推進計画」を進めます。
- 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期にあるため、「人を大切にする心を育てる」保育をさらに推進します。
- 文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について[第3次取りまとめ]」が提起する各学校における全教科、全領域における人権教育の推進を図ります。
- 学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、子どもの相談窓口の充実や家庭内の実態把握に努め、関係機関と連携をしながら子どもの人権の尊重、保護の充実に取り組みます。

4 高齢者の人権問題

世界的に高齢化が進行しており、2050年までには5人に1人は60歳以上になると言われています。国連主催による「第1回高齢者問題世界会議」が、1982（昭和57）年に開催され「高齢化に関する国際行動計画」が採択されました。また1991（平成3）年には「高齢者のための国連原則」が採択され、併せて10月1日が「国際高齢者デー」と定められました。さらに1999（平成11）年には「国際高齢者年」とする決議が採択され、各国において高齢化社会の到来に備えた取組が進められることとなりました。

国は、1995（平成7）年12月に一人ひとりが生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会をめざした「高齢社会対策基本法」を制定しました。2000（平成12）年には「介護保険法」を制定し、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みを整備しました。さらに、介護や福祉が必要な高齢者への虐待が深刻化したため、2006（平成18）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」を整備しました。また、認知症などにより判断能力が十分でない人の身上看護や財産管理を本人に代わって行う「成年後見制度」などを活用することにより高齢者の権利擁護を支援しています。

2022（令和4）年10月末日現在の八女市の総人口は60,875人、世帯数は25,556世帯です。高齢化率は36.37%と、福岡県平均27.9%（令和4年4月1日現在）を大きく上回っています。また、高齢者のみの世帯数は8,996世帯、その

うち単身（独居）高齢者世帯数は、5,208世帯となっています。

こうした高齢社会を背景に、高齢者に対する就職差別、介護者による身体的・精神的虐待や高齢者の財産を狙った悪徳商法や振り込め詐欺の犯罪など大きな社会問題となっています。また、主に「80代」の高齢の親が「50代」のひきこもりが長期化した子どもを支える8050問題も顕在化しています。

八女市においては、2022（令和4）年10月末日現在の高齢化率は36.37%とすでに市民の3人に1人は高齢者となっており、今後も平均寿命の伸びや出生率の低下等を背景にこの傾向はさらに進行が予測されます。併せて、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も年々増加し、支えてくれる家族や身寄りのない人が増加することは明らかです。

高齢者が、安心して、誇りを持って暮らせる地域社会の構築が必要不可欠です。

市民意識調査を見ると

- 「さまざまな人権問題の中で、あなたが関心を寄せるもの」として
 - ・ 高齢者に関する問題は第5位（31.6%）となっており、前回1位（55.2%）から変動しているのは調査時期のマスコミ報道等の影響を受けているものと思われる。
- 「高齢者の人権に関することで、特に問題であると思うもの」として
 - ・ 高齢者をねらった悪徳商法や振り込め詐欺（80.0%）
 - ・ 高齢者の一人暮らしが多いこと（46.3%）
 - ・ 高齢者を対象とした介護・福祉・医療施設や制度が未整備なこと（33.1%）
 - ・ 社会の情報化から取り残されてしまうこと（31.0%）
 - ・ 高齢者に対する暴力・虐待行為など、その人格が尊重されないこと（28.3%）
 - ・ バリアフリーが不十分なため外出の際に不便であること（24.7%）

高齢者の安心・安全の確保と家族等の介護負担を軽減するため、認知症を正しく理解し、認知症の早期発見と適切な支援を行うことで、虐待を未然に防ぎ、地域実情に応じ、保健・医療・福祉等の支援体制の整備を市民と協働で進めることが重要です。

これからの施策として

- 「八女市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（2021（令和3）年4月）に基づき“いつまでも健康で安心してともに暮らせる環境づくり”をめざします。
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の目的に沿って施策を推進します
- 認知症に対する正しい理解など、高齢者の人権に対する教育・啓発に努めます。
- 「八女市成年後見制度利用促進基本計画」の目的に沿って施策を推進します。
- 施策の推進にあたっては、行政、保健、医療、介護及び福祉関係者や市民との協働を図ります。

5 障がいのある人の人権問題

国連は1981（昭和56）年を「国際障害者年」と定め1983（昭和58）年から1992（平成4）年までの10年間を「国連・障害者のための10年」

とし、各国に「障害者施策行動10ヵ年計画」の策定を呼びかけました。2006（平成18）年、国連において「障害者権利条約」が採択されました。

日本では1993（平成5）年に「障害者基本法」が施行され、「すべての障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇の保障、経済や文化等のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」と基本理念に定められています。

その後、2007（平成19）年「障害者権利条約」に署名し、同条約の批准に向け、2011（平成23）年「改正障害者基本法」、2012（平成24）年「障害者虐待防止法」などの法整備を行い、2014（平成26）年1月に批准しました。

2016（平成28）年に施行された「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮を推進することが規定されています。この法律は2021（令和3）年に改正され、事業者に対しても、合理的配慮の提供が義務付けられ、行政機関との連携強化を図る等、差別解消の推進を図ることが示されました。

八女市では、2006（平成18）年から、現在の「八女市障がい者基幹相談支援センター リーベル」を開設し、障がいのある人やその家族からの相談に応じた助言・情報提供や、リーベルネットワーク会議を行うなど、地域生活や社会参加に向けた自立ができるように支援を行ってきました。また、2016（平成28）年に障害者差別解消法が施行されたことを受け、同年10月に障害者差別解消支援地域協議会を設置し、職員研修を行う等、障がいのある人への理解を進め差別の解消に向け取り組みました。

市民意識調査を見ると

- 「さまざまな人権問題の中で、あなたが関心を寄せるもの」として
 - ・障がいのある人の問題は、第2位（45.7%）と高い関心を示しています。
- 「障がい者の人権に関することで、特に問題であると思うもの」として
 - ・就労保障が不十分なこと（48.2%）
 - ・障がい者に対する差別的言動など、その人格が尊重されないこと（42.1%）
 - ・バリアフリーが不十分なため外出の際に不便であること（35.4%）
 - ・障がい者を対象とした介護・福祉・医療施設や制度が未整備なこと（35.1%）
 - ・行政からのお知らせなど公的な情報が伝わりにくいこと（19.9%）
 - ・体育・文化活動や地域行事等に参加するためのサポートが不十分なこと（18.8%）

障がいのある人が、安心して生活するためには、障がいのある人に対する差別解消をはじめ、自立と社会参加の促進やコミュニケーション手段、建物の段差等の社会的障壁の改善・解消が課題となっています。

これからの施策として

- 「障害者差別解消法」と、「八女市障害者基本計画」に基づき、“共に生き共に支え合う地域をめざして” 施策の推進を図ります。
- 障がいのある人への差別や偏見の解消に向けて、教育・啓発に努めます。
- 公共施設などの整備にあたっては、障がいの有無に関わらず、すべての市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

- 道路等の整備にあたっては、歩行者通行の安全確保のため、バリアフリー化(段差解消)、点字ブロックの設置等、すべての市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

6 外国人の人権問題

八女市の外国人市民数は、695 人となっています。[住民基本台帳(2022(令和4年10月末)]来日の理由は、結婚や就労、研修、留学等などとなっており、その出身地は韓国やベトナムほか25の国等などと多様化しています。

特に近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会問題となっています。こうした言動は人々に不快感や嫌悪感を与えるだけではなく、人としての尊厳を傷つけ、これまで、差別意識を持っていなかった人に、新たに差別意識を生じさせることになりかねません。このため、国は2016(平成28)年「ヘイトスピーチ解消法」を施行しました。

国際化が進む中、2019(平成31)年4月には、「出入国管理及び難民認定法(入管法)」が施行されたのを受けて、今後さらに外国人の増加が予想されます。こうした中、言語や習慣・文化の違いに対する理解不足などから、アパート入居や育児・教育、福祉・医療など日常生活に関するトラブルが生じたり、偏見や差別に苦しんだりしている外国人も少なくありません。

八女市では、日本語能力を身につけるために学校教育や社会教育の場における日本語学習の充実に努めてきました。

今後は、すべての人の尊厳を守り、その人の言語、宗教、習慣、文化などを尊重し、対等な立場でお互いを知り学びあうことによって、ともに豊かに暮らせる「多文化共生」社会を創りあげていくことが求められています。

※外国人市民 日本国籍を有しない者のうち八女市に住所を有する者。

市民意識調査を見ると

- 「外国人の人権に関することで、特に問題であると思うもの」として
 - ・ 外国語表示が不十分なため、利用の際に不便であること (35.4%)
 - ・ 教育・就労・居住等における差別待遇 (34.9%)
 - ・ 習慣等が異なるため地域社会の受け入れが不十分なこと (34.3%)
 - ・ 行政からのお知らせや公的な情報が伝わりにくいこと (32.1%)
 - ・ 外国人に対する差別的な言動(ヘイトスピーチ)があること (31.2%)

異文化に対する理解不足により、地域社会への受け入れが不十分なことを問題として感じている人が多いようです。ことばでのコミュニケーションが難しい場合もあり、外国人の生活習慣等を理解するために、地域の中で尊厳をもって学びあう交流の場をつくることも必要です。

これからの施策として、

- 外国人に対し人としての尊厳をもって、差別的言動の解消の必要性について、市民に周知し理解を深めることを目的とした広報や啓発活動を行います。
- 在住外国人の実態を踏まえ、外国人の人権問題に関する相談機能や人権侵害救済について他の自治体や関係機関と連携を図り調査・研究します。
- 相互の理解を深め、認め合っていくための手段として、市民相互の交流の場を

設けるなど、多様な文化を尊重し共生の心を醸成する教育の推進など諸施策の展開を図ります。

- 外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」による公共サービスの案内や公共施設などへの誘導表示などを進めていきます。
- 学校教育においては、国際理解教育の充実と、外国にルーツを持つ児童生徒やその家庭の支援に努めます。
- 「ヘイトスピーチ解消法」の施行に伴い、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講ずるように努めます。
- 八女市に生活の基盤を置く、在住外国人の生活面での困りごとに関して、相談体制の充実を図ります。
- 外国人に対する誤解や偏見に基づく予断をなくして、文化や習慣などの多様性を認め、お互いに対等の立場で理解・尊重し合える地域社会を目指します。

7 感染症等に関する人権問題

わたしたちの身の回りには、目には見えない様々な細菌やウイルスがあります。その細菌やウイルスを原因とする病気を感染症といますが、誤った知識や偏見などから、これまで多くの人権侵害が生じてきました。

(1) HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症・エイズ（AIDS）

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、医療の進歩により、早期に発見し適切な治療を継続すれば、エイズ（AIDS）の発症を防いだり遅らせたりすることができるようになりました。また、HIVは感染力が弱く、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

しかしながら、現在でもHIV感染症に関する知識と理解は十分とはいえない状況であり、自分とは関係のない病気という意識が存在しています。そのため、感染予防が適切でないことによる感染者の発生や、差別や偏見を助長する要因になり、社会生活の中で生きづらさを抱えている人がいます。

1999（平成11）年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、感染症患者等の人権を尊重した医療等に関する総合的な施策が推進されるとともに、感染症に関する正しい知識の普及のための教育・啓発活動を行うことと定めています。

(2) ハンセン病

ハンセン病は、以前は不治の病や遺伝病などと考えられていましたが、感染力の極めて弱い「らい菌」という細菌による感染症だということが分かりました。その後、1943（昭和18）年に「プロミン」という治療薬が効果があることが分かり、適切な治療により完治する病気となりました。しかし、国の誤った政策で故郷や家族などとの関係を絶たれ、社会からの隔離を強制されてきた経緯があります。このことに伴い、患者は非人間的な扱いを受け、患者とその家族はいわれなき差別と偏見に苦しめられてきました。

国は、2009（平成21）年、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行し、ハンセン病患者に対して行った隔離政策によって与えた、身体や財産、その他社会全般にわたる被害を可能な限り回復するために、様々な施策

を講じることにしました。

しかしながら、現在も、ハンセン病に関する知識と理解が十分でないために差別や偏見がなくなっておりません。ハンセン病回復者やその家族に対する誤った認識によって、全国のハンセン病療養所には、いまだ多くの入所者が暮らし、社会復帰が阻まれるなどの課題が残されています。

そのため、2020（令和2）年1月に「ハンセン病元患者に対する補償金の支給に関する法律」が施行され、元患者やその家族に補償金の支給を行うとともに、家族に対するいわれのない偏見や差別の根絶と名誉の回復及び福祉の増進に向けた取組を進めています。

（3）新型コロナウイルス感染症

2019（令和元）年から新型コロナウイルス感染症が世界的に感染拡大しました。こうした中、誤った情報に基づいたインターネットやSNS等での差別的な書き込み、また、ワクチン接種の強制や、接種しないことに対する不当な扱いや差別行為が大きな社会問題となりました。

2021（令和3）年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別を防止するため、国及び地方公共団体の責務が規定されました。

感染症がもたらした人権問題は、ウイルスや感染症に対する知識不足や間違った情報によって不安や恐怖心をあおられた結果、感染症患者や医療従事者等とその家族などへの偏見や、ワクチン等の感染症対策に対する意見の相違により差別につながるものが共通点としてあげられます。

そのため、お互いに考え方の違いを尊重し、正しい知識や情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動が必要です。

これからの施策として

- 感染症患者等に対する偏見や差別の解消は行政の責務であるとの認識の下、啓発や広報活動に取り組みます。
- 感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、学校においては子どもの発達段階に応じた人権教育に取り組みます。
- 感染症等に関する相談についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実・強化を図ります。

8 インターネットによる人権問題

インターネットの普及により、私たちは多くの情報に、より容易に接することができるようになりました。さらに、コミュニケーションの場として、誰でも気軽に情報発信する等利便性が大きく増えています。

その一方で、発信者が匿名であることを悪用して、特定の個人を誹謗中傷するといった名誉毀損やプライバシー侵害などの人権侵害が急激な増加傾向を示しています。

さらに、性的な画像等をその撮影対象者の許可なく、インターネット上に公表することで被害者が精神的な苦痛に追い込まれる状況が発生したり、拡大することを防ぐため、2014（平成26）年には、いわゆるリベンジポルノ等

の被害の発生や拡大防止を図ることを目的とした「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。

インターネットによる人権侵害の防止は、それを利用する私たち一人ひとりのモラルにかかっています。インターネットの利用において、必要かつ正確な情報を選択し活用できる能力を高める情報通信に関する情報リテラシーを持つことが大切です。

また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発するなどの悪質な情報を確認した場合には、改正プロバイダ責任制限法に基づき、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど適切な対応に努めることが必要です。

市民意識調査を見ると

- 「インターネット上の人権侵害に関することで、特に問題として思うもの」として
 - ・ ネット上の発言が原因となり、さまざまなトラブルが起こること (69.3%)
 - ・ 個人情報の流出を招くこと (63.5%)
 - ・ 子どもや若者のネット依存やスマホ依存に起因するさまざまな問題 (57.6%)
 - ・ さまざまな犯罪に巻き込まれる危険があること (55.0%)
 - ・ 差別を助長したり煽ったりするような表現、情報が多いこと (40.6%)

インターネット上に差別的な書き込み等があった場合は、その対応方法を周知するとともに被害者の救済、支援、モニタリングの実施等、関係機関と連携し迅速な対応に努めます。

これからの施策として

- インターネットによる差別書き込みや誹謗中傷、個人情報の暴露等に対し引き続き人権侵害を防止するための法整備を国に対して提言します。
- 利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについて、正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。
- インターネットにおける人権侵害に対するモニタリングの実施と相談体制の充実を図り、法務局等の関係機関との連携を強化することにより、問題解決に努めます。

9 性の多様性に関わる人権問題

すべての人の性のあり方を指す「SOGI (ソジ)」という言葉があります。これは、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) を示す言葉で、誰もが持っており、特定の集団を指すものではありません。

「性的指向」は、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念のことで、対象が異性に向かう場合を異性愛、同性に向かう場合を同性愛、男女両方に向かう場合を両性愛といいます。そして、「性自認」は、「こころの性」とも呼ばれ、自分の性をどのように認識しているかという概念をいいます。

一般的には、LGBT※等の言葉を用いられており、全体的に見れば少数派ということで性的マイノリティの人々を総称する言葉として、全国的に浸透してきています。

「LGBT」は、レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) のそれぞれの英単語の頭文字をまとめたもので、性的少数者の総称の一つとして使われています。それ以外にもアセクシュアル (他者に性愛感情を抱かない人) やクエスチョニング (SOGI が決められない、又はあえて決めない人) など、様々な人がいます。

国際的には、2008 (平成20) 年12月、性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言「人権と性的指向と性自認に関する声明」が国連総会に提出され、日本もこの声明に賛同しました。

日本では、2004 (平成16) 年に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」を施行し、一定の要件を満たした場合は、家庭裁判所の審議を経て、戸籍の性別変更が認められることになり、2008 (平成20) 年には、法改正も行われ、その条件が緩和されました。

最近では、性の多様性を尊重し性的少数者の人たちの生きづらさの解消につながることを目的とした「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体も増えてきました。

しかしながら、性的少数者に対しては無理解や根強い偏見があるため、差別をおそれて公表 (カミングアウト) することができない当事者も少なくありません。

八女市においても、多様な性のあり方を認め、すべての人が自分らしく暮らすことのできる社会のしくみづくりを進める必要があります。

- 「性自認 (こころの性) や性的指向 (異性愛・同性愛・両性愛) に起因する、性的少数者の人権に関することで、特に問題であると思うもの」として
 - ・性的少数者の問題に関する正しい知識を得る機会がないこと (46.3%)
 - ・当事者が自身の問題について相談できる人や場所が存在しないことが多いこと (40.3%)
 - ・性的少数者への理解を広げるような啓発や教育が不十分なこと (32.7%)
 - ・家族や学校の先生が性的少数者の問題に無理解な場合が多いこと (30.7%)
 - ・同性婚問題に代表されるように、性的少数者の人権を保障するための法律や制度が整備されていないこと (29.3%)

このような状況から、様々な性的指向や性自認の人たちが日々の生活を送る上で生きづらさを感じることがないように、全ての人々が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会をめざし取組を進めます。

これからの施策として

- 性の多様性についての理解促進に向けて人権教育・啓発を推進します。
- 性的少数者が安全に安心して暮らしていける社会づくりをめざし、制度の導入や環境整備に取り組みます。
- 性的少数者の人に関する相談体制の充実及び相談窓口の周知を図るとともに、県や関係団体との連携を図ります。

1 0 災害時における人権問題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により、東北地方や関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらしました。この地震による津波によって原子力発電所が大きな被害を受け、現在も多くの人々が避難生活を余儀なくされています。特に、放射線被ばくについての風評等による不買運動などの差別的取り扱い、避難先の学校におけるいじめ問題などの人権問題が発生しました。

2016（平成28）年4月14日以降に発生した熊本を中心とする一連の地震では、熊本県内各地に大きな被害をもたらしました。デマや風評等の拡散などの問題、避難生活の長期化による暴力や虐待などの人権侵害、障がいのある人・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人などに対する支援体制の遅れなど、多くの課題が浮き彫りとなりました。

八女市においても、台風や局地的な集中豪雨に伴う、風水害や土砂災害の発生が相次いでおり、特に2012（平成24）年7月14日、記録的豪雨により、かけがえのない命が失われ、住宅やライフラインは甚大な被害を受け、長期の避難生活を余儀なくされた人もありました。物質的な被害、日常生活における制限、精神的な不安など様々な面で人が人としての尊厳が脅かされ、人として当たり前の暮らしの大切さが問われました。

これらを教訓として、その後も毎年のように発生する豪雨被害に対しては、避難体制や避難所運営の改善、支援体制の充実に努めてきました。

突然起こる災害時には、人々の不安が増幅します。このような時だからこそ、一人ひとりの人権への配慮が重要であり、不確かな情報に惑わされることなく正しい情報に基づいた行動を心がけることが大切です。

これからの施策として

- 災害時における風評による人権侵害を防止するための啓発に努めます。
- 災害による被害を抑えるため、市民がお互いに助け合うように、自主防災組織などと協力して、要配慮者支援も考慮した共助の体制づくりに努めます。
- 災害発生時における情報伝達については、様々な伝達媒体を利用するように努めます。
- 避難所でのプライバシーに配慮した受け入れ態勢の整備に努めます。
- 誰もが理解しやすい災害発生情報の周知を行い、安全確保に努めます。
- 避難所における安心・安全の確保、女性や災害時要支援者等に配慮した避難支援体制の整備に努めます。

1 1 さまざまな人権問題

(1) アイヌの人々の人権問題

アイヌの人々は、日本列島北部、とりわけ北海道の民族であり、自然と共生する生活の中で、アイヌ語など独自の文化を発展させました。

しかし、明治以降、政府による政策や入植による北海道の開拓が本格化すると、アイヌ独自の文化や生活様式は侵害されるようになりました。また、18

99（明治32）年には、「北海道旧土人保護法」が制定されて、より一層の同化政策が進められたため、アイヌの人々の伝統的生活習慣や民族独自の文化が失われていきました。

この法律は、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の施行に伴い廃止され、アイヌ文化を復興し、伝統などの知識を普及させ、民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る政策へと転換されました。さらに、2007（平成19）年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、2008（平成20）年に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において採択されました。これをきっかけに、アイヌの人々が先住民族として国の内外でようやく認められることとなりました。しかし、アイヌの人々に対する理解不足などから、今もなお生活や教育をはじめとして多くの点において格差が存在し、結婚や就職における差別や偏見も依然として存在しています。このような現状を踏まえ、2019（令和元）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

アイヌの人々の歴史や文化を理解し、正しい認識を得るため、教育・啓発に努め、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることが重要です。

（2）犯罪被害者等の人権問題

犯罪被害者やその家族又は遺族は、犯罪を受けたことによる直接的な被害はもとより、医療費の負担や休業、転職による経済的な負担や精神的苦痛、さらには周囲の無理解や心無いうわさ等や被害者にも責任があるかのような報道や誤解による二次的な被害に苦しんでいる状況があります。

このため、国は、犯罪被害者等の支援や救済を図るため、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」を施行し、この法律に基づき「犯罪被害者等基本計画」を策定し、被害者支援の充実を図っています。

犯罪被害者等が平穏な生活を送れるよう周囲が理解することが重要であり、理解のための教育啓発に努めます。

（3）北朝鮮当局による拉致問題

1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局が、多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去りました。「これは我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題」となっています。北朝鮮は、長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、2002（平成14）年に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮は拉致について国家的関与を認め謝罪しました。

現在17人が政府によって拉致被害者として認定されています。このうち5名は、既に帰国を果たしましたが、残りの12名については帰国できていないままです。この他にも拉致の可能性を排除できない特定失踪者と呼ばれる人が数多く存在し、情報収集や捜査が続けられています。政府は、認定の有無に関わらず、全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるよう強く求めています。

2006（平成18）年には、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、さらに国際社会と連携しつつ北朝鮮による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として「拉致問題その他北朝鮮当局によ

る人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されるとともに12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とし、この中で人権侵害問題についての関心と認識を深めることとしています。

引き続き、国・県・関係機関と連携を図りながら、拉致問題に関する市民の関心と認識を深める取組を進めます。

(4) その他の人権問題

このほかにも、非正規雇用等による生活困窮者問題、強制労働等を目的とした人身取引問題、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別、ホームレスに対する偏見や差別、ハラスメント、自死をめぐる人権問題があり、「あらゆる差別を許さない」という姿勢を基本に置き、これらの問題に対して、一人ひとりの人権が尊重されるよう正しい理解を深めるための諸施策を進めます。

世界人権宣言

1948年（昭和23）年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利

を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

1946（昭和21）年11月3日公布

1947（昭和22）年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正

その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、拘留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成12）年12月6日法律第147号

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2013（平成25）年6月26日法律第65号

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 4 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関

し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

イ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

ロ 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

ハ 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

ニ その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

イ 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

ロ 学識経験者

ハ その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するため

の取組を行うものとする。

- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 19 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 20 条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第 21 条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第 22 条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第 23 条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第 24 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第 25 条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第 26 条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第 2 条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定め

ることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

2016（平成28）年6月3日法律68号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28）年12月16日法律第109号

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の 推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条 — 第六条）

第二章 基本方針等（第七条・第八条）

第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置（第九条）

第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等（第十条 — 第十四条）

第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（第十五条 — 第十九条）

第六章 指定法人（第二十条 — 第三十一条）

第七章 アイヌ政策推進本部（第三十二条 — 第四十一条）

第八章 雑則（第四十二条 — 第四十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

(基本理念)

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項

二 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

三 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

四 第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。
- 6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県方針)

第八条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 アイヌ施策の目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針
 - 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項
- 3 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。

第三章 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置

第九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第二十条第一項の規定による指定をしたときは、民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者（次項において「指定法人」という。）に委託するものとする。

- 2 前項の規定により管理の委託を受けた指定法人は、当該委託を受けて行う民族共生象徴空間構成施設の管理に要する費用に充てるために、民族共生象徴空間構成施設につき入場料その他の料金（第二十二条第二項において「入場料等」という。）を徴収することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による委託について必要な事項は、政令で定める。

第四章 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第十条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して）、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

- 2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 アイヌ施策推進地域計画の目標
 - 二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項
 - イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業
 - ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
 - ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

- 3 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする前項第二号に規定する事業を実施する者の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。)において採取する事業に関する事項を記載することができる。
- 5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法(以下この項において「儀式等」という。)の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。)において採捕する事業(以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。
- 6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号(ハに係る部分に限る。)に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業(以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。
- 7 第二項第二号イからホまでのいずれかの事業を実施しようとする者は、市町村に対して、アイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係るアイヌ施策推進地域計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- 8 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づきアイヌ施策推進地域計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、アイヌ施策推進地域計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本方針に適合するものであること。
 - 二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 10 内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができる。
- 11 内閣総理大臣は、第九項の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係るアイヌ施策推進地域計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、同項の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。

- 12 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項（第四項から第六項までのいずれかに規定する事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該特定事業関係事項について、当該特定事業関係事項に係る国の関係行政機関の長（以下単に「国の関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
- 13 内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に内水面さけ採捕事業に関する事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村（市町村が共同して作成したときは、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を含む市町村に限る。）を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。
- 14 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更）

第十一条 市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第十二条 内閣総理大臣は、第十条第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、第十条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

- 2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第十三条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該認定アイヌ施策推進地域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合において、当該特定事業関係事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第十四条 内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画が第十条第九項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国の関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた国の関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消

- しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べるができる。
 - 4 第十条第十四項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第五章 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(交付金の交付等)

- 第十五条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
- 2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(国有林野における共用林野の設定)

- 第十六条 農林水産大臣は、国有林野の経営と認定市町村（第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村に限る。以下この項において同じ。）の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該認定市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。
- 2 前項の契約は、国有林野の管理経営に関する法律第十八条第三項に規定する共用林野契約とみなして、同法第五章（同条第一項及び第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「第一項」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十六条第一項」と、「市町村」とあるのは「認定市町村（同法第十二条第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書並びに同法第十九条第五号、第二十二條第一項及び第二十四条中「市町村」とあるのは「認定市町村」と、同法第十八条第四項中「第一項」とあり、及び同法第二十一条の二中「第十八条」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十六条第一項」とする。

(漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮)

- 第十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された内水面さけ採捕事業の実施のため漁業法第百十九条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定に基づく農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められたときは、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(商標法の特例)

- 第十八条 認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業については、当該商品等需要開拓事業の実施期間（次項及び第三項において単に「実施期間」という。）内に

限り、次項から第六項までの規定を適用する。

- 2 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。
- 3 特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。
- 4 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。
- 5 商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。
- 6 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（地方債についての配慮）

第十九条 認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該認定市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第六章 指定法人

(指定等)

第二十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

二 第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十七条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十一条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第九条第一項の規定による委託を受けて民族共生象徴空間構成施設の管理を行うこと。

二 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

三 アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

五 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(民族共生象徴空間構成施設管理業務規程)

第二十二条 指定法人は、前条第一号に掲げる業務（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務」という。）に関する規程（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務規程」という。）を定め、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 民族共生象徴空間構成施設管理業務規程には、民族共生象徴空間構成施設管理業務の実施の方法、民族共生象徴空間構成施設の入場料等その他の国土交通省令・文部科学省令で

定める事項を定めておかなければならない。

- 3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の認可をした民族共生象徴空間構成施設管理業務規程が民族共生象徴空間構成施設管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十三条 指定法人は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十四条 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、民族共生象徴空間構成施設管理業務に関する経理と民族共生象徴空間構成施設管理業務以外の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(国派遣職員に係る特例)

第二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、指定法人を含むものとする。

- 2 国派遣職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、指定法人の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、第二十一条に規定する業務に従事する者に限る。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続いて当該指定法人の職員となり、引き続き当該指定法人の職員として在職している場合における当該指定法人の職員をいう。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。
- 3 指定法人又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

(職員の派遣等についての配慮)

第二十六条 前条に規定するもののほか、国は、指定法人が行う第二十一条に規定する業務の適正かつ確実な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

(役員を選任及び解任)

第二十七条 指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員を選任及び解任は、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは民族共生象徴空間構成施設管理業務規程に違反する行為をしたとき、同条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定法人が第二十条第二項第三号に該当することとなるときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずること

ができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十八条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第二十九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、第二十一条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 第二十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないおそれがある者となったとき。

三 第二十二條第一項の規定により認可を受けた民族共生象徴空間構成施設管理業務規程によらないで民族共生象徴空間構成施設管理業務を行ったとき。

四 第二十二條第三項、第二十七條第二項又は前條の規定による命令に違反したとき。

五 不当に民族共生象徴空間構成施設管理業務を実施しなかったとき。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第三十一条 前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合において、国土交通大臣及び文部科学大臣がその取消し後に新たに指定法人を指定したときは、取消しに係る指定法人の民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定法人に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合における民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第七章 アイヌ政策推進本部

(設置)

第三十二条 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第三十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案の作成に関すること。
- 二 基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第三十四条 本部は、アイヌ政策推進本部長、アイヌ政策推進副本部長及びアイヌ政策推進本部員をもって組織する。

(アイヌ政策推進本部長)

第三十五条 本部の長は、アイヌ政策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(アイヌ政策推進副本部長)

第三十六条 本部に、アイヌ政策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(アイヌ政策推進本部員)

第三十七条 本部に、アイヌ政策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第八号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

- 一 法務大臣
- 二 外務大臣
- 三 文部科学大臣
- 四 厚生労働大臣
- 五 農林水産大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 国土交通大臣
- 八 環境大臣

九 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料の提出その他の協力)

第三十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第四十条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 雑 則

(権限の委任)

第四十二条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。

2 第十六条の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

(罰則)

第四十四条 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第四十五条 第二十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止)

第二条 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）は、廃止する。

(アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止に伴う経過措置)

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、二千五年十二月十六日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉ら致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題（以下「拉致問題」という。）を解決するため、最大限の努力をするものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

(北朝鮮人権侵害問題啓発週間)

第四条 国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、十二月十日から同月十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(年次報告)

第五条 政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(国際的な連携の強化等)

第六条 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民、脱北者（北朝鮮を脱出した者であって、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるものをいう。次項において同じ。）その他北朝鮮当局による人権侵害の被害者に対する適切な施策を講ずるため、外国政府又は国際機関との情報の交換、国際捜査共助その他国際的な連携の強化に努めるとともに、これらの者に対する支援等の活動を行う国内外の民間団体との密接な連携の確保に努めるものとする。

2 政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする。

3 政府は、第一項に定める民間団体に対し、必要に応じ、情報の提供、財政上の配慮その他の支援を行うよう努めるものとする。

(施策における留意等)

第七条 政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう、十分に留意するとともに、外国政府及び国際連合（国際連合の人権理事会、安全保障理事会等を含む。）、国際開発金融機関等の国際機関に対する適切な働きかけを行わなければならない。

(北朝鮮当局による人権侵害状況が改善されない場合の措置)

第八条 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第三条第一項の規定による措置、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十条第一項の規定による措置その他の北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年七月六日法律第一〇六号）

この法律は、公布の日から施行する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委

員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 損害賠償責任の制限（第三条・第四条）
- 第三章 発信者情報の開示請求等（第五条―第七条）
- 第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条―第十九条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第五条第三項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信役務（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。同条第三項において同じ。）を提供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。
- 五 侵害情報 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報をいう。
- 六 発信者情報 氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。
- 七 開示関係役務提供者 第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者及び同条第二項に規定する関連電気通信役務提供者をいう。
- 八 発信者情報開示命令 第八条の規定による命令をいう。
- 九 発信者情報開示命令事件 発信者情報開示命令の申立てに係る事件をいう。

第二章 損害賠償責任の制限

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
- 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

(公職の候補者等に係る特例)

第四条 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報（選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。）の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 特定電気通信による情報であって、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画（以下この条において「特定文書図画」という。）に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等（公職の候補者又は候補者届出政党（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは衆議院名簿届出政党等（同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは参議院名簿届出政党等（同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党

その他の政治団体をいう。)をいう。次号において同じ。)から、当該名誉を侵害したとする情報(以下この条において「名誉侵害情報」という。)、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨(以下この条において「名誉侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置(以下この条において「名誉侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

二 特定電気通信による情報であって、特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等(公職選挙法第百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下この号において同じ。)が同項又は同法第百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合であって、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に正しく表示されていないとき。

第三章 発信者情報の開示請求等

(発信者情報の開示請求)

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報(発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者(当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。)に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

3 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号(特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の符号の電気通信による送信であつて、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

(開示関係役務提供者の義務等)

第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見(当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。)を聴かなければならない。

2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取(当該発信者情報開示命令に係るものに限る。)において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 開示関係役務提供者は、第十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたときは、当該発信者情報を、その保有する発信者情報(当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。)を特定する目的以外に使用してはならない。

4 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

(発信者情報の開示を受けた者の義務)

第七条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者

情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続

(発信者情報開示命令)

第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

(日本の裁判所の管轄権)

第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 人を相手方とする場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の住所又は居所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の住所及び居所が日本国内にない場合又はその住所及び居所が知れない場合において、当該相手方が申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。

ハ 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。

二 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合において、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するとき。

（１） 当該相手方の事務所又は営業所が日本国内にある場合において、申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき。

（２） 当該相手方の事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に発信者情報開示命令の申立てをすることができるかについて定めることができる。

3 前項の合意は、書面でしなければ、その効力を生じない。

4 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

5 外国の裁判所にのみ発信者情報開示命令の申立てをすることができる旨の第二項の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用する

ことができない。

- 6 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の第二項の合意に基づき申立てがされた場合を除く。)においても、事案の性質、手続の追行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、当該申立ての全部又は一部を却下することができる。
- 7 日本の裁判所の管轄権は、発信者情報開示命令の申立てがあった時を標準として定める。
(管轄)

第十条 発信者情報開示命令の申立ては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 人を相手方とする場合 相手方の住所の所在地(相手方の住所が日本国内にないとき又はその住所が知れないときはその居所の所在地とし、その居所が日本国内にないとき又はその居所が知れないときはその最後の住所の所在地とする。)
 - 二 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とする場合において、この項(前号に係る部分に限る。)の規定により管轄が定まらないとき 最高裁判所規則で定める地
 - 三 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合 次のイ又はロに掲げる事務所又は営業所の所在地(当該事務所又は営業所が日本国内にないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所の所在地とする。)
 - イ 相手方の主たる事務所又は営業所
 - ロ 申立てが相手方の事務所又は営業所(イに掲げるものを除く。)における業務に関するものであるときは、当該事務所又は営業所
- 2 前条の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる発信者情報開示命令の申立てについて、前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、当該申立ては、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
 - 3 発信者情報開示命令の申立てについて、前二項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、当該申立てをすることができる。
 - 一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(東京地方裁判所を除く。) 東京地方裁判所
 - 二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(大阪地方裁判所を除く。) 大阪地方裁判所
 - 4 前三項の規定にかかわらず、発信者情報開示命令の申立ては、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利を侵害されたとする者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立てについて、当該各項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、当該申立ては、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。
 - 一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域

内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所

6 前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件（同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。）についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

7 前各項の規定にかかわらず、第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一 当該他の開示関係役務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令事件

二 当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件

（発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等）

第十一条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であるとき又は当該申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該発信者情報開示命令の申立書の写しを相手方に送付しなければならない。

2 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十三条第四項から第六項までの規定は、発信者情報開示命令の申立書の写しを送付することができない場合（当該申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

3 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない。

（発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等）

第十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、発信者情報開示命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は発信者情報開示命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、発信者情報開示命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）については、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前二項の規定による発信者情報開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

（発信者情報開示命令の申立ての取下げ）

第十三条 発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後であつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

一 当該申立てについての決定

二 当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による命令

2 発信者情報開示命令の申立ての取下げがあつた場合において、前項ただし書の規定によ

り当該申立ての取下げについて相手方の同意を要するときは、裁判所は、相手方に対し、当該申立ての取下げがあったことを通知しなければならない。ただし、当該申立ての取下げが発信者情報開示命令事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。

- 3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、当該通知に係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立ての取下げがあった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

(発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え)

第十四条 発信者情報開示命令の申立てについての決定(当該申立てを不適法として却下する決定を除く。)に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

- 2 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。
- 3 第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときを除き、同項に規定する決定を認可し、変更し、又は取り消す。
- 4 第一項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。
- 5 第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する。
- 6 裁判所が第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とする。

(提供命令)

第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者(以下この項において「申立人」という。)の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項(イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項)を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。)により提供すること。

イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。)により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者(当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。ロにおいて同じ。)の氏名又は名称及び住所(以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。)の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する

特定をすることができない場合 その旨

二 この項の規定による命令（以下この条において「提供命令」といい、前号に係る部分に限る。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

2 前項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であって、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められる場合	に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報
当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合	に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報以外の発信者情報

3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令（提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。）は、その効力を失う。

一 当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての前条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了したとき。

二 当該提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかったとき。

4 提供命令の申立ては、当該提供命令があった後であっても、その全部又は一部を取り下げることができる。

5 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができる。

（消去禁止命令）

第十六条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての第十四条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るもの

に限る。)を消去してはならない旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令(以下この条において「消去禁止命令」という。)の申立ては、当該消去禁止命令があった後であっても、その全部又は一部を取り下げることができる。
- 3 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができる。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人(非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。)」と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の処分申立てに係る事件の記録)」とあるのは「発信者情報開示命令事件(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第九号に規定する発信者情報開示命令事件)」と、「)中」とあるのは「)の記録中」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の適用除外)

第十八条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書、第二十七条、第四十条及び第四十二条の二の規定は、適用しない。

(最高裁判所規則)

第十九条 この法律に定めるもののほか、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年四月二六日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第四百十二条の四第二項、第四項及び第五項(第二項及び第五項にあつては、通知に係る部分に限る。)、第五百十二条、第二百二十九条並びに第二百七十一条の六の規定を除く。)及び附則第六条の規定による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日

のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則 （令和三年四月二八日法律第二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（発信者の意見の聴取に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日前にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第二項の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（次条において「新法」という。）第六条第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第四八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をするものの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第六十一条の次に一条を加える改正規定、同法第六十五条第一号の改正規定、同法第六十六条第一項第一号の改正規定、同法第六十七条の十第一項の改正規定及び同法第六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百五十五条及び第一百七十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第二百五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

高齢社会対策基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 基本的施策（第九条—第十四条）

第三章 高齢社会対策会議（第十五条・第十六条）

附則

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会

三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第五条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第六条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(就業及び所得)

第九条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、高齢期のより豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第十条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施

策を講ずるものとする。

- 3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第十一条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第十二条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようにするため、高齢者の交通の安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十三条 国は、高齢者の健康の確保、自立した日常生活への支援等を図るため、高齢者に特有の疾病の予防及び治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進するよう努めるものとする。

(国民の意見の反映)

第十四条 国は、高齢社会対策の適正な策定及び実施に資するため、国民の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 高齢社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、高齢社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第六条の大綱の案を作成すること。
- 二 高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、高齢社会対策に関する重要事項について審議し、及び高齢社会対策の実施を推進すること。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 4 会議に、幹事を置く。

- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施

行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障（第七条—第十三条）

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助（第十四条—第十七条）

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼（第十八条）

第五章 親族に対する援護（第十九条—第二十四条）

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。同法に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい、予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい、予防法（昭和二十八年法律第二百十四号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

(基本理念)

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと若しくはハンセン病に罹り患していることを理由として、又はハンセン病の患者であった者等の家族に対して、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病の患者であった者等、その家族その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

(国立ハンセン病療養所における療養)

第七条 国は、国立ハンセン病療養所において、入所者（国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第九条及び第十四条を除き、以下同じ。）に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所)

第八条 国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立

ハンセン病療養所等に入所していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの（以下「退所者」という。）又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するもののうち、厚生労働大臣が定める者（以下「非入所者」という。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。

（国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所における療養に係る措置）

第九条 国は、入所者（第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。）に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（意思に反する退所及び転所の禁止）

第十条 国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

（国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のための措置）

第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めるものとする。

（国家公務員法の特例等）

第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等（国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第四項において「給与法」という。）別表第八イ医療職俸給表（一）又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。）は、所外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医業又は歯科医業（当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。

一 その正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務しないこととなる場合

二 報酬を得て、行うこととなる場合

2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百一条第一項前段の規定は、適用しない。

3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

4 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、

当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(良好な生活環境の確保のための措置等)

第十二条 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

(福利の増進)

第十三条 国は、入所者の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

(社会復帰の支援のための措置)

第十四条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

(ハンセン病療養所退所者給与金等の支給)

第十五条 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。

2 国は、特定配偶者等（前項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であって、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした者を除く。）をいう。）に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。

3 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び第二項の特定配偶者等支援金並びに前項のハンセン病療養所非入所者給与金（以下「給与金等」という。）の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 租税その他の公課は、給与金等を標準として、課することができない。

(ハンセン病等に係る医療体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助

言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、ハンセン病の患者であった死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 親族に対する援護

(親族に対する援護の実施)

第十九条 都道府県知事は、入所者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現所在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号))を除く。)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

- 2 前項の規定による援護(以下「援護」という。)は、金銭を支給することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を支給することによって行うことができる。
- 3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。
- 4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の支弁)

第二十条 都道府県は、援護に要する費用を支弁しなければならない。

(費用の徴収)

第二十一条 都道府県知事は、援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により扶養の義務を履行しなければならない者(入所者を除く。)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 生活保護法第七十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(国庫の負担)

第二十二條 国庫は、政令で定めるところにより、第二十条の規定により都道府県が支弁する費用の全部を負担する。

(公課及び差押えの禁止)

第二十三條 租税その他の公課は、援護として支給される金品を標準として、課することができない。

2 援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないつにかかわらず、差し押さえることができない。

(事務の区分)

第二十四條 第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(らい予防法の廃止に関する法律の廃止)

第二条 らい予防法の廃止に関する法律は、廃止する。

(らい予防法の廃止に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の前に行われ、又は行われるべきであった前条の規定による廃止前のらい予防法の廃止に関する法律（以下「旧廃止法」という。）第六条の規定による援護については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の前に行われ、又は行われるべきであった旧廃止法第七条に規定する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第五条 旧廃止法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧廃止法附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる予防法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

(厚生労働省令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則 （平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二六年一一月二七日法律第一二一号）

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（以下「新法」

という。)第十五条第二項の規定については、同条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者(新法第八条第一項に規定する退所者をいう。)でこの法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び一親等の尊属についても、適用する。

(検討)

第三条 国は、非入所者(新法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。)の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年十一月二二日法律第五六号)

この法律は、公布の日から施行する。

福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる福岡県を目指し、福岡県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が、「性的指向(自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向)が異性のみでない者又は性自認(自己の性別についての認識)が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係をいう。

(2) 宣誓

知事に対し、二人が共同して、パートナーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方がともに成年に達していること。

(2) いずれか一方が、福岡県内に住所を有しているか又は福岡県内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

(4) 双方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、知事が指定する職員の面前において、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないときは、他の者にこれを代筆させることができるものとする。

(1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し

(2) 独身証明書その他これに類する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(宣誓書の記載における配慮)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和(自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。)その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍上の氏名に代えて通称名を使用することができる。

2 双方又は一方と生計を同一とする子ども(実子又は養子をいう。以下「子」という。)がいる場合であって、宣誓書において当該子の記載を希望するときは、当該子との関係性を確認できる書類を提出することで、記載することができる。

(パートナーシップ宣誓書受領証の交付)

第6条 知事は、パートナーシップの宣誓をした者が、第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)を宣誓した者の双方に交付するものとする。ただし、第3条第2号に規定する者のうち、福岡県内への転入を予定している者には、転入予定者受付票(様式第3号。以下「受付票」という。)を交付し、第7条に基づく転入届の提出があったときに、受領証を交付するものとする。

(県内への転入の届出)

第7条 第3条第2号に規定する者のうち、福岡県内への転入を予定している者は、第4条第1項の書類を提出した日から原則3か月以内に、転入届(様式第4号)に県内への転入を証する住民票の写し及び受付票を添付して知事に提出するものとする。

(受領証の再交付)

第8条 受領証の交付を受けた者が、受領証の紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、受領証を再交付する。この場合において、再交付を受けた者は、再交付前の受領証を返還しなければならない。なお、紛失等の理由により返還できない場合は、発見後速やかに返還しなければならない。

2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請には、第4条第2項の規定を準用する。

(宣誓事項の変更の届出)

第9条 受領証の交付を受けた者が、住所、氏名、子氏名その他宣誓した書類の記載事項に変更があった場合(第10条の規定により返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第6号)に変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の届出には、第4条第2項の規定を準用する。

3 知事は第1項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証の返還)

第10条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第7号)に受領証を添付して、知事に受領証を返還しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 双方が県内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合及び第15条第2項の規定に

より受領証を継続利用する場合を除く。)

(4) 第11条の規定により、宣誓が無効となったとき。

(5) 紛失等の理由により再交付を受けた者が、再交付前の受領証を発見したとき。

(無効となる宣誓)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 第3条に規定する、宣誓の要件を満たさなくなったとき。

(受領証の不正利用)

第12条 知事は、宣誓した者が受領証を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるときは、受領証の返還を求めることができる。

(事前調整)

第13条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

(県内市町村との連携)

第14条 知事は、パートナーシップ宣誓制度を実施している県内の市町村と受領証の相互利用及び継続利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結することができるものとする。

(他都道府県との連携)

第15条 知事は、パートナーシップ宣誓制度を実施している都道府県と協定を締結することができるものとする。

2 宣誓者が、本県と協定を締結している他都道府県へ転出する場合であって、「パートナーシップ宣誓書受領証継続利用届(様式第8号。以下、「継続利用届」という。)」を提出したときは、継続して本県が交付した受領証を利用することができる。

3 本県と協定を締結している他都道府県から本県へ転入した者は、当該都道府県において継続利用の手続がされた場合に限り、当該都道府県が交付した受領証を、本県において継続して利用することができる。

4 第2項の規定により継続して受領証を利用している者が、第10条第1号、第2号、第4号、第5号に該当した場合又は本県と協定を締結している他都道府県以外に転出した場合には、当該受領証を本県に返還するものとする。

5 第2項の規定により継続利用している受領証の再交付については、第8条の規定を準用する。

(個人情報の適切な取扱い)

第16条 この要綱に基づき収集した個人情報については、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)等に基づいて、適切に管理及び保管するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

人権都市宣言決議

世界人権宣言 35 周年にちなんで、国連及び国連加盟国がとりくむべき事項として満場一致決議した事項の一つに、1983 年 12 月 10 日を公式の人権デーにするとある。我が国でもこの人権デーをうけて 12 月 4 日から 10 日までを人権週間とし、八女市でも教育委員会、法務局八女支局、人権擁護委員会の共同主催による人権週間の実施と、記念講演会が開催され人権意識の啓発高揚に成果を挙げている。

また、市では憲法の本、人権の本を各家庭に配布、人権尊重を市政運営の中心に、議会ではあらゆる形態の人権差別撤廃に関する条約の早期批准を求める決議等人権問題に積極的に取り組んでいる。

法務省人権擁護局、全国人権擁護委員連合会では八女市の積極的取り組みを評価し、昭和 60 年度第三次人権モデル地区活動五ヶ年計画の実績向上のため人権モデル地区指定を決定している。

人権モデル地区の指定を機に更に地域に人権思想の定着と実践を希求し人権都市宣言を決議する。

昭和 59 年 12 月 19 日

福岡県八女市議会

部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例

(目的)

第1条 この条例は、「すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等」を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別解消を目的とした法令の理念並びに「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、障害者差別、女性差別、いじめ等のあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)をなくし、市民一人ひとりの参加による「人権尊重都市」の建設をめざし、もって明るく住みよい八女市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために、国及び県と適切な役割分担を踏まえた連携を図り必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の課題)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくす施策に協力し、自らもあらゆる人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別を撤廃するために必要な施策について、市民及び関係機関等と協力のうえ、推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて調査等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係機関等と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる差別の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関等と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月26日条例第18号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月5日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

八女市人権施策基本指針推進本部設置要綱

平成23年8月 4日決裁
改正 平成27年1月30日決裁
平成30年3月28日決裁
令和 3年3月 2日決裁
令和 3年3月 2日決裁

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第5条による人権教育及び人権啓発に関する施策について、八女市の行政施策を人権尊重の視点で、総合的な人権施策指針として策定し、全庁内の連携及び協力のもとに、積極的かつ効果的に推進するため、八女市人権施策基本指針推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 八女市人権施策基本指針(以下「基本指針」という。)の策定に関すること。
- (2) 八女市人権施策実施計画(以下「実施計画」という。)の策定に関すること。
- (3) 基本指針及び実施計画の進行管理に関すること。
- (4) 人権教育及び人権啓発の推進に向けた連絡及び調整に関すること。

(組織及び職務)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市民部及び建設経済部担当副市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副本部長は、総務部、企画部及び健康福祉部担当副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、総務部、企画部及び健康福祉部担当副市長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、八女市部課長会議設置規程(平成22年八女市告示第8号)第3条に規定する部課長等の職にある者をもって充てる。

(平27.1.30・平30.3.28・一部改正)

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となり議事を進行する。
- 3 本部員が会議に出席できないときは、当該本部員が指定する者を出席させることができる。

(啓発推進部会)

第5条 推進本部に啓発推進部会を置く。

- 2 啓発推進部会は、人権・同和政策・男女共同参画推進課長、人権・同和教育課人権・同和教育係長及び次条に定める啓発推進員の中から、別表により選出した委員をもって組織する。
- 3 啓発推進部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は人権・同和政策・男女共同参画推進課長を、副部会長は人権・同和教育課人権・同和教育係長をもって充てる。
- 4 啓発推進部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となり、部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 5 啓発推進部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本指針案及び実施計画案を取りまとめ、推進本部に報告すること。
 - (2) 職員の人権教育及び人権啓発に関する研修の企画及び実施に関すること。
 - (3) 人権教育及び人権啓発に関する調査研究に関すること。
- (令3.3.2・全改)

(啓発推進員)

第6条 推進本部の円滑な運営を図り、人権教育及び人権啓発を全庁的に取り組むため啓発推進員を課等に置く。

- 2 啓発推進員は、課等の係長及び主任のうちから、課長等が指名する。
 - 3 啓発推進員の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施計画の策定に伴う個別事務事業点検に関すること。
 - (2) 課等内の人権教育及び人権啓発の推進に向けた連絡及び調整に関すること。
- (令3.3.2・追加)

(調整会議)

第7条 推進本部の円滑な運営のため、調整会議を置く。

- 2 調整会議は、人権・同和政策・男女共同参画推進課長、同課人権・同和政策係長、同課人権啓発係長、人権・同和教育課長及び同課人権・同和教育係長をもって組織する。
- (平27.1.30・令3.3.2・一部改正、令3.3.2・旧第6条線下)

(専門委員)

第8条 推進本部に、知識経験を有する専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、本部長が指名する。
 - 3 本部長が必要と認めるときは、専門委員から意見を聴くことができる。
- (令3.3.2・旧第7条線下)

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、市民部人権・同和政策・男女共同参画推進課において処理する。

(平30.3.28・令3.3.2・一部改正、令3.3.2・旧第8条線下)

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

(令3.3.2・旧第9条線下)

附 則

このは、平成23年8月4日から施行する。

附 則（平成27年1月30日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日決裁） 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により任命又は選出された委員又は役職は、改正後のそれぞれの要綱の相当規

定により任命又は選出されたものとみなす。この場合において、その任命又は選出された
とみなされる者の任期は、この要綱の施行日における旧要綱の規定による委員又は役職と
しての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和3年3月2日決裁）

この要綱は、令和3年3月2日から施行し、改正後の八女市人権施策基本指針推進本
部設置要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月2日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（令3. 3. 2・全改）

人権施策基本指針推進本部啓発推進部会選出区分

区 分	委員数
総務部・会計課・監査事務局・議会事務局	1人
企画部	1人
市民部（人権・同和政策・男女共同参画推進課を除く。）	1人
健康福祉部	1人
建設経済部・農業委員会事務局	1人
教育部（人権・同和教育課を除く。）	1人
各支所	1人